

(公印省略)

日 子 第 2 3 8 号
令 和 2 年 5 月 7 日

保護者各位

日出町長 本 田 博 文

緊急事態宣言における保育所等の利用について（依頼）

日頃より、本町の保育行政についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

今回、全都道府県を対象とした「緊急事態宣言区域」が延長されたことを受け、大分県より保育所等の利用自粛期間を延長し、幼児教育・保育の提供を縮小するよう協力要請がありました。

つきましては、仕事を休んでいるなど自宅での養育が可能な保護者におかれましては、可能な範囲で利用を控えていただきますよう、ご協力お願いします。

記

1. 利用縮小にご協力いただきたい期間

令和2年5月31日（日）まで

※ただし、期間については、状況に応じ変更される場合があります

※日出町内で感染者が発生した場合など、状況によっては各施設と協議のうえ臨時休園となることもあります。

2. 登園を自粛した場合の利用者負担額（保育料）の取り扱いについて

保育料の徴収のある、3号（0～2歳児）認定児の保育料については、日数に応じて日割り等により減免措置を行います。実際の手続き詳細については、後日改めてご案内いたします。

担当：子育て支援課子育て支援係
TEL：0977-73-3177